

2021年3月5日

学 部 生 各 位

アカデミック・サポート・センター

2020年度「言語能力評価（CEFR-J）に関する異議申し立て」について
（4年生対象）

このたび、言語能力評価の正確性を担保するための措置として、学生からの「言語能力評価（CEFR-J）に関する異議申し立て」を、以下の要領で実施します。

本年度言語能力評価（CEFR-J 判定）に関する「異議申し立て」を行う場合には、以下の要領に従い手続きを行うようお願いいたします。

【言語能力評価（CEFR-J）に関する異議申し立て】

1. 対象	TUFS ディプロマ・サプリメントにおける言語能力評価（CEFR-J 判定） ※専攻言語・英語の学生は「5. 学修成果：専攻言語（英語）」が、それ以外の学生は「6. 学修成果：専攻言語（〇〇語）」が対象となります。なお、日本語（日本人）専攻および英語専攻（オセアニア地域・アフリカ地域）の場合は、該当なしのため、本制度の対象とはなりません。
2. 対象学生	言語文化学部、国際社会学部の <u>4年次に在籍</u> し、3月10日（水）以降ディプロマ・サプリメント上で表示される言語能力評価（CEFR-J）に関して疑問のある者。
3. 申請方法	受付期間内に 2 ページ目の所定様式に必要事項を記入し、下記 E メールアドレスに提出してください。 DS_record_kyoumu@tufs.ac.jp
4. 受付期間	<u>2021年3月11日（木）～ 2021年3月12日（金）</u> （異議申し立てのみ）
5. 留意点	言語能力評価（CEFR-J 判定）に関する異議申し立ては、評価についての確認を求めるものであり、評価への異議や再考を求めるものではありません。「救済的措置を依頼するもの」や「個人的事情の考慮を依頼するもの」などの懇願等と見受けられる文言が含まれていた場合には、一切受け付けられません。また、問い合わせ事項は、疑問に思われる理由を客観的かつ詳細に記入してください。

